



2009年度 5月実施
金融窓口サービス技能検定

2級 学科試験

金融商品コンサルティング業務

実施日 2009年5月24日(日)

試験時間 10:00~12:00(120分)

注 意

1. 本試験の問題は、テラー業務との共通編と選択科目編（金融商品コンサルティング業務）から構成され、問題数は共通編20問（×式10問，三答択一式10問）と選択科目編30問（三答択一式15問，語群選択式（四肢）15問）の計50問です。
2. 筆記用具，計算器具（プログラム電卓等を除く）の持込みが認められています。
3. 試験問題については，特に指示のない限り，2008年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
4. 試験時間中は，乱丁・落丁，印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
5. 不正行為があったときは，すべての解答が無効になります。
6. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
7. その他，試験監督者の指示に従ってください。

《退席時の注意事項》

- ▶ 試験開始後60分経過した時点で中途退出できます。中途退出をする場合には，試験監督者に解答用紙を必ず手渡してください。問題用紙はお持ち帰りください。
- ▶ 試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後，試験監督者が解答用紙を回収しますので，着席したままお待ちください。

この試験の模範解答は5月24日(日)午後5時30分以降，当会のホームページに掲載します。

(<http://www.kinzai.or.jp/answer/kinmado.html>)

7月1日(予定)に受検者全員に合否通知書を送付するほか，当会のホームページで合格者の受検番号を掲載してお知らせします。

(<http://www.kinzai.or.jp/ginou/>)

厚生労働大臣指定試験機関 社団法人 金融財政事情研究会

〒160-8529 東京都新宿区南元町19 TEL 03-3358-0771

共 通 編

問題文中の法律名等については、以下のような略称を用いています。

- ・ 金融商品の販売等に関する法律 = 金融商品販売法

【第1問】 次の各文章(1)から(10)まで)を読んで、正しいものまたは適切なものには を、誤っているものまたは不適切なものには を、解答用紙にマークしなさい。

〔10問〕

- (1) 預貯金や公社債投資信託は、運用期間すべてにわたり元本割れしないことを保証した元本保証型商品である。
- (2) もっぱらインターネット上で銀行サービスを展開するいわゆるネット銀行も一般の銀行と同様、銀行法による規制を受け、預金保険機構への加入が義務付けられている。
- (3) 外貨預金の解約時に、預入時よりも円安となり為替差益が生じた場合、当該差益は利子所得とされ、利子部分に対する税金とともに源泉徴収される。
- (4) 金E T F (金価格連動型上場投資信託) は、金の価格に連動することを目的に運用される上場投資信託である。国内で上場している金E T F の取引価格については、全国紙等の証券欄(相場欄)で確認することが可能である。
- (5) M R F (マネー・リザーブ・ファンド) は、その安定性の高さから証券総合口座の中核商品として位置付けられる商品であり、安全性を確保するための規則の1つとして、「投資信託財産に組み入れられた資産の平均残存期間は、1年以内とする」がある。
- (6) ダウ平均株価とは、米国のダウ・ジョーンズ社が算出している米国の代表的な株価指数のことをいう。この指数は、米国を代表する会社225銘柄の株価の平均値を計算することにより算出される。
- (7) 生命保険会社は、保険商品ごとに加入限度額(最高保険金額)を規定しており、通常、限度額を超えて加入することはできない。
- (8) 生命保険契約者は、一定の要件に該当し、かつ生命保険契約の申込みの撤回などについての事項を記載した書面の交付日または生命保険契約の申込日のいずれか遅い日を含めて8日以内であれば、書面または電話により、生命保険契約の申込みを撤回することが可能である。
- (9) 海外旅行(傷害)保険の特徴として、旅行中のケガの治療にかかった費用が保険金として支払われることのほか、疾病治療費用などについても特約などで補償されることなどが挙げられる。

(10) 損失補てんは違法行為とされ、金融商品取引法においては、いかなる場合も認められていない。

【第2問】 次の各問(11)から(20)まで)について、答を1つだけ選び、その番号を解答用紙にマークしなさい。 [10問]

(11) 一般的な金融市場の動向判断について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 一般に、金利は、景気がよくなると上昇する傾向にある。
2. 一般に、金利は、物価が下落する、いわゆるデフレのときには低下する傾向にある。
3. 一般に、金利は、円安になると低下する傾向にある。

(12) MMFについて、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. MMFは、毎月決算・毎月分配が行われ、その分配金は、毎月最終営業日に自動的に再投資される。
2. MMFの主な投資対象は、公社債(残存期間が1年を超えないもの)、CP、コールローン等の短期金融商品である。
3. MMFの買付けは、1円以上1円単位から可能であり、通常、販売手数料はかからない。

(13) 日本の国債について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 日本の長期金利の指標として、長期国債の流通利回りが用いられる。
2. 赤字国債とは、道路、住宅、港湾等の社会資本の建設のために発行される国債である。
3. 一般の国債の購入最低額面金額は3万円であるが、個人向け国債の購入最低額面金額は1万円である。

(14) 投資信託の換金について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 一般に、クローズド期間中でも解約請求が可能である。
2. 解約請求は、信託財産を取り崩して顧客の換金に応じるものであるため、解約請求があった場合、ファンドの純資産(残高)は減少することとなる。
3. 公募株式投資信託の解約請求を行った場合、その個別元本超過額は、利子所得とみなされる。

(15) 生命保険募集人とその権限について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 生命保険募集人は、保険契約締結の代理を行う者であり、告知受領権がある。
2. 生命保険募集人は、保険契約締結の媒介を行う者であり、保険契約締結の代理権はない。
3. 生命保険募集人は、保険契約締結の媒介を行う者であるが、第1回保険料充当金を受領する権限はない。

(16) 終身保険について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 終身保険においては、死亡保険金を一時金だけでなく、その一部を年金で受け取ることができる「一時金＋年金」のタイプの商品も販売されている。
2. 終身保険においては、保険料払込期間満了後、その保障内容を年金での受取りや介護保障等に変更できるものもある。
3. 終身保険の保険料払込期間は、有期払いのみである。

(17) 生命保険募集人の告知の取扱い等について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 被保険者から聞いた内容に危険選択上の重要事項が含まれていたが、生命保険募集人は保険会社に報告しなかった。
2. 被保険者が告知日を誤って記入したため、生命保険募集人が訂正記入を行った。
3. 生命保険募集人は、被保険者の告知書について、密封した封筒に入れた状態で預かった。

(18) リビング・ニーズ特約について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. リビング・ニーズ特約は、被保険者が余命6カ月以内と診断された場合に、被保険者またはその配偶者等が、契約された死亡保険金の範囲内で死亡保険金の一部または全部（通常上限3,000万円）について保険金を請求できる特約である。
2. リビング・ニーズ特約は、特約保険料を支払う必要がない。
3. リビング・ニーズ特約に基づき被保険者が受け取る保険金は、一時所得として課税対象となる。

(19) 生命保険契約者保護機構について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 国内で事業を行うすべての生命保険会社は、生命保険契約者保護機構への加入を義務付けられている。
2. 生命保険会社が破たんした場合、個人年金保険は、破たん時点の既払込保険料の90%までが補償される。
3. 生命保険会社が破たんした場合、一般に、保険金額の減少幅などにおいて、個人年金保険より医療保険のほうが大きな影響を受ける。

(20) 金融商品販売法における「金融商品の販売」に該当しないものは、次のうちどれか。

1. 預金の受入れを内容とする契約の締結
2. 保険契約の締結
3. 金の先物取引

金融商品コンサルティング業務編

1. 問題文中の法律名等については、以下のような略称を用いています。
 - ・金融商品の販売等に関する法律 = 金融商品販売法
2. 問題文中の「一般投資家」は、金融商品取引法で規定する「特定投資家」以外の投資家をいいます。

【第3問】 次の各問(21)から(35)まで)について、答を1つだけ選び、その番号を解答用紙にマークしなさい。〔15問〕

(21) 債券相場の見方等について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 一般に、円安に伴いインフレ率の上昇が予想される場合、債券相場は下落する傾向にある。
2. 債券の流通市場には、取引所取引と店頭取引の2つがあるが、債券売買の大部分が取引所取引となっている。
3. 海外金利が上昇したときには、海外で資金運用したほうが有利であるため、国内の債券は売却される結果、債券相場は下落する傾向にある。

(22) 分散投資によるリスクの低減効果について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 資産間の相関関係を表す相関係数は、1から-1までの値をとり、-1に近い資産を組み入れるほど、分散投資によるリスク低減効果が小さい。
2. リスク(標準偏差)が5%の商品と8%の商品を組み入れた場合、どのような組入比率によってもポートフォリオ全体のリスク(標準偏差)が5%より小さくなることはない。
3. 相関係数が-1の資産を組み入れる場合、組入比率によっては、ポートフォリオ全体のリスク(標準偏差)がゼロになることがある。

(23) 債券投資における金利変動リスクについて、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 一般に、利回りおよび償還期間が同一である利付債と割引債とでは、割引債のほうがデュレーションが長い。
2. 一般に、金利が上昇した場合には、クーポンレートが高く、償還までの期間が短い債券ほど、債券価格は大きく下落する傾向にある。
3. 一般に、金利が上昇した場合には、債券価格も上昇する傾向にある。

(24) 金融商品取引法で規定する外務員登録制度について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 外務員は、その所属する金融商品取引業者等に代わって、有価証券の売買等の行為に関し、いっさいの行為を行う権限を有するものとみなされており、裁判上においてもその所属する金融商品取引業者等を代理することができる。
2. 外務員が、法令違反等を行った場合、その所属する金融商品取引業者等だけでなく、当該外務員自身も、監督上の処分の対象になる。
3. 店頭業務のみに従事する金融商品取引業者の従業員が、金融商品取引等の勧誘を行う場合には、外務員登録原簿に登録を受ける必要はない。

(25) 金融商品取引法上、特定投資家が一般投資家としての取扱いを受けるための手続について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 金融商品取引業者等が、一般投資家へ移行が可能な特定投資家と最初にある金融商品について取引するときに、「自己を一般投資家として取り扱うように申し出ることができる」旨を告知すれば、それ以降は、別の種類の金融商品の取引をする場合でも、そのような告知は不要となる。
2. 一般投資家へ移行が可能な特定投資家が自己を一般投資家として取り扱うよう申し出た場合で、金融商品取引業者等がこれを承諾する場合には、金融商品取引業者等は、あらかじめ申出者に対し、承諾日、期限日等を記載した書面を交付しなければならない。
3. 金融商品取引業者等は、適格機関投資家と取引する場合であったとしても、「自己を一般投資家として取り扱うように申し出ることができる」旨を告知しなければならない。

(26) 金融商品取引法が定める契約締結時交付書面の交付義務について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 契約締結時交付書面の交付は、金融商品取引契約締結等と同時に行わなければならないが、郵送による書面の交付は認められていない。
2. 契約締結時交付書面の交付については、顧客の承諾の有無によらず、書面の交付に代えて、インターネット等の電子情報処理組織を使用する方法による提供は認められていない。
3. 金融商品取引業者等において、顧客からの個別の取引に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されていない場合には、金融商品取引業者等が申込みを受け、または締結した金融商品取引契約の相手方が特定投資家の場合であっても、金融商品取引業者等は、契約締結時交付書面の交付義務を負う。

(27) 金融商品販売法上の「金融商品の販売」について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 口座開設済みの普通預金への預金の受入れは、金融商品販売法上の「金融商品の販売」に該当するので、預金を受け入れるごとに、金融商品販売法上の重要事項の説明義務が生じる。
2. 信託銀行が、元本補てん契約によって元本補てんをする貸付信託の受益証券を顧客に販売することは、金融商品販売法上の「金融商品の販売」に該当するので、金融商品販売法上の重要事項の説明義務が生じる。
3. 国債を顧客に販売することは、金融商品販売法上の「金融商品の販売」に該当しないので、金融商品販売法上の重要事項の説明義務は生じない。

(28) 金融商品販売法が定める「重要事項の説明義務」について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. X金融機関の窓口担当者Yは、個人顧客Aから、「公社債投資信託は、安全で元本割れの心配もないから重要事項の説明は不要である」と言われたので、重要事項の説明を省略した。
2. X金融機関の法人担当者Yは、保険会社B社に対して、金融商品の勧誘を行った際に、B社の担当者Cから、「社内で上司と相談するので重要事項の説明は不要である」と言われたので、重要事項の説明を省略した。
3. X金融機関の窓口担当者Yは、投資信託を販売するに際して、個人顧客Dの付き添いとして窓口に来たDの長男Eから、「父は高齢で耳も遠く、後で自分が説明をするので、重要事項の説明は不要である」と言われたので、重要事項の説明を省略した。

(29) 金融商品取引法および銀行法等において禁止されている「顧客に対して虚偽のことを告げる行為」について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. MMFについて、「利回りは確定してありませんが、追加型公社債投資信託なので株式に投資するよりは一般的に元本割れのリスクは少ないといわれています」と告げて勧誘を行うことは、「顧客に対して虚偽のことを告げる行為」には該当しない。
2. 変額個人年金保険について、「解約返戻金には最低保証がついています」と告げて勧誘を行ったが、顧客に交付したパンフレットには、「解約返戻金には最低保証がありません」と正確な記載がなされていた場合は、書面優先の原則により、「顧客に対して虚偽のことを告げる行為」には該当しない。
3. 外貨建て預金について、「預金保険制度の対象に含まれるので、日本円に換算して元本が1,000万円までおよびその利息等を上限として全額が保護されます」と告げて勧誘することは、「顧客に対して虚偽のことを告げる行為」には該当しない。

(30) 金融商品取引法が定める広告等の規制について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 私募等特定少人数向けの商品案内は、広告等に関する規制の適用対象とならない。
2. 個別の企業の分析および評価に関するアナリストレポートを、金融商品取引契約の締結の勧誘に使用しない目的で配布する場合は、広告等に関する規制の適用対象とならない。
3. 金融商品取引業者等の概要説明にとどまるイメージ広告であって、金融商品取引業の内容に該当しないものは、広告等に関する規制の適用対象とならない。

(31) 金融商品取引法で規定する「断定的判断の提供等の禁止」について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. X金融機関の法人担当者Yが、特定投資家Aに、「1年後には、絶対に株価が上昇します。株式投資信託は今がチャンスです」と言って、株式投資信託を勧誘したが、1年後には株価が下落してしまい、結果として、Aが損失を被った場合におけるYの勧誘行為は、禁止行為に該当しない。
2. X金融機関の窓口担当者Yが、個人顧客Bに、「1年後には、絶対に株価が上昇します。株式投資信託は今がチャンスです」と言って、株式投資信託を勧誘したが、BはYの勧誘があまりにも強引だったので、株式投資信託を購入しなかった場合におけるYの勧誘行為は、禁止行為に該当しない。
3. X金融機関の窓口担当者Yが、個人顧客Cに、「1年後には、絶対に株価が上昇します。株式投資信託は今がチャンスです」と言って、株式投資信託を勧誘したところ、1年後には株価が上昇し、結果としてCが利益を得た場合におけるYの勧誘行為は、禁止行為に該当する。

(32) 金融商品取引法で規定する「勧誘受諾意思確認義務」および「再勧誘の禁止」について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 金融先物取引の勧誘を受けた顧客が「もうこれ以上の勧誘は、不要です」と勧誘を引き続き受けたい旨の意思を表示した場合であっても、当該顧客が「もう、その金融商品は買いません」と金融商品取引契約を締結しない旨の意思を表示しない限り、勧誘を継続したとしても再勧誘の禁止に該当することはない。
2. 大口の預金取引先を訪問した際に、事前に投資信託の勧誘を受けたい意思の有無を確認することをしないで、「投資信託はいかがでしょう」と勧誘した場合であっても、勧誘受諾意思確認義務違反にはならない。
3. 過去に投資信託を勧誘して、購入した顧客が、「また、別の商品を案内してください」と言っていたので、事前に金融先物取引の勧誘を受けたい意思の有無を確認することをしないで、金融先物取引を勧誘した場合であっても、勧誘受諾意思確認義務違反になる。

(33) 保険業法における金融商品取引法の準用について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 金融商品取引法の行為規制が準用される特定保険契約には、一時払終身保険契約はすべて含まれる。
2. 特定保険契約であっても、広告等の規制については、保険業法で詳細な規制がなされているため、金融商品取引法の定める広告等の規制については準用されない。
3. 特定投資家から一般投資家へまたは一般投資家から特定投資家への移行の申出の単位となる「契約の種類」は、「特定保険契約等」である。

(34) 金融商品販売業者等が金融商品販売法に違反した場合の効果について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 金融商品販売業者等が、金融商品の販売等を業として行おうとするときは、当該金融商品の販売等に係る金融商品の販売が行われるまでの間に、顧客に対し、当該金融商品の販売に係る事項について、不確実な事項について断定的判断を提供し、または確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為を行ってはならず、もし行った場合には、金融商品販売業者等の故意または過失の有無にかかわらず、金融商品販売業者等に当該顧客が被った損害を賠償する責任が生じる。
2. 金融商品販売業者等は、金融商品の販売等を業として行おうとするときは、当該金融商品の販売等に係る金融商品の販売が行われるまでの間に、すべての顧客に対し、必ず重要事項について説明をしなければならず、金融商品販売業者等がこの説明をしなかった場合には、金融商品販売業者等に当該顧客が被った損害を賠償する責任が生じる。
3. 金融商品販売業者等は、業として行う金融商品の販売等に係る勧誘をしようとするときは、あらかじめ、当該勧誘に関する方針を定めなければならないが、当該金融商品販売業者等が、国、地方公共団体その他勧誘の適正を欠くおそれがないと認められる者として政令で定める者である場合または特定顧客のみを顧客とする金融商品販売業者等である場合は、この限りではない。

(35) 金融商品販売法における「重要事項の説明義務違反」について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 金融商品販売業者等に説明義務違反があったことにより、顧客に損害が生じた場合、金融商品販売法は、元本欠損額を、説明義務違反により生じた当該顧客の損害額と推定している。
2. 金融商品販売業者等が、顧客に対して金融商品を販売したことにより、顧客に損害が生じた場合は、顧客側が金融商品販売業者等に説明義務違反があったことを立証しなくても、金融商品販売業者等が自己に説明義務違反がなかったことを立証しない限り、金融商品販売業者等の損害賠償責任が生ずる。
3. 金融商品販売業者等が、重要事項の説明義務に違反して顧客に金融商品を販売した場合において、後日、金融商品販売業者等が、説明義務違反と顧客に発生した損害との間に因果関係がなかったことを立証できたとしても、損害賠償責任を免れることはない。

【第4問】 次の各文章(36)から(50)までの()内に入るべき最も適切な文章、語句、数字またはその組合せを選び、その番号を解答用紙にマークしなさい。〔15問〕

(36) (ア)は、東京証券取引所市場第一部上場銘柄から、各業種を代表する225銘柄を選び、株式分割などによる株価変動の影響を修正するために、225銘柄の(イ)を除数で割ることによって、株価に連続性を持たせている。(ウ)は、東京証券取引所市場第一部に上場しているすべての日本企業(内国普通株式全銘柄)を対象として、基準時(1968年1月4日)終値の時価総額を100ポイントとし、株価×(エ)の総額である現在の時価総額がどの程度かを指数化したものである。

- | | | | |
|------------|--------|----------|-----------------|
| 1. ア日経平均株価 | イ 株価合計 | ウ 東証株価指数 | エ 発行済株式数(浮動株基準) |
| 2. ア日経平均株価 | イ 時価総額 | ウ 東証株価指数 | エ 発行済全株式数 |
| 3. ア東証株価指数 | イ 株価合計 | ウ 日経平均株価 | エ 発行済株式数(浮動株基準) |
| 4. ア東証株価指数 | イ 時価総額 | ウ 日経平均株価 | エ 発行済全株式数 |

(37) 株式投資信託の運用における(ア)運用とは、ベンチマークである日経平均株価や東証株価指数を上回るように、投資対象や組入比率を変えていく運用方法をいう。これに対して、どのような銘柄選択を行っても恒常的に市場平均以上の運用収益を上げることは困難だとする効率的市場仮説に基づいた運用手法を(イ)運用という。

グロース運用とは、企業の成長性を重視し、利益の成長性が市場平均より高い銘柄を選択して投資する運用方法であるため、ポートフォリオ全体のP E Rが市場平均に比べて(ウ)なり、配当利回りが(エ)なる傾向がある。

- | | | | |
|-----------|--------|-----|-----|
| 1. アパッシブ | イアクティブ | ウ低く | エ高く |
| 2. アアクティブ | イパッシブ | ウ低く | エ高く |
| 3. アパッシブ | イアクティブ | ウ高く | エ低く |
| 4. アアクティブ | イパッシブ | ウ高く | エ低く |

(38) 会社の規模や事業内容がほとんど同じであるA社，B社の財務指標等は，以下の表のようになっている。

[表] 財務指標等

-	A社	B社
株価	2,000円	- 円
1株当たり利益	80円	- 円
1株当たり配当金	40円	5円
1株当たり自己資本	800円	400円

(注) B社の株価および1株当たりの利益は，問題の性質上伏せています。

A社のP E Rは(ア)であり，B社のP E Rは40倍である。P E Rでみた場合，A社の株価よりB社の株価のほうが(イ)である。また，A社のP B Rは2.5倍であり，B社のP B Rは2倍である。さらに，A社のR O Eは10%であり，B社のR O Eは(ウ)である。R O Eでみた場合，B社よりA社のほうが資本効率が(エ)といえる。

1. ア25倍 イ割高 ウ5% エ高い
2. ア50倍 イ割安 ウ5% エ高い
3. ア25倍 イ割高 ウ8% エ低い
4. ア50倍 イ割安 ウ8% エ低い

(39) 個人顧客Aが保有する投資信託は，追加型の公募株式投資信託である。Aが，当該投資信託を取得してからの基準価額の推移や分配金の実績は次のとおりである（なお，表中の金額は，10,000口当たりの金額であり，基準価額は分配前の金額である）。

[表] 基準価額の推移等

-	平成19年8月期	平成20年3月期	平成21年3月期
基準価額	10,500円 (取得時の個別元本)	10,800円	10,400円
分配金		500円	300円

Aが，平成21年3月に受け取った分配金300円のうち，普通分配金は(ア)，特別分配金は(イ)であり，分配金の税引後手取額は(ウ)である。また，平成21年3月におけるAの分配後の個別元本は(エ)である。

1. ア100円 イ200円 ウ300円 エ10,300円
2. ア0円 イ300円 ウ290円 エ10,400円
3. ア100円 イ200円 ウ290円 エ10,100円
4. ア200円 イ100円 ウ280円 エ10,100円

(40) 金融商品取引法は、金融商品取引業者等が行う広告等について、その表示すべき内容等を規制している。ここにいう広告等には、広告のほか、広告に類似するものとして内閣府令で定める行為も含まれ、郵便、信書便、ファクシミリ装置、電子メール送信、ビラまたはパンフレット配布、(ア)に対して同様の内容で行う情報提供が含まれる。また、内閣府令において、「広告等を表示する際には、金融商品取引法に掲げる事項について、(イ)表示しなければならない」と定めている。広告等の内容についても規制があり、たとえば金融商品取引業者等(ウ)については、著しく事実に相違する表示をし、または人を誤認させるような表示をしてはならないと定められている。

- | | | |
|--------------|-----------|------------------|
| 1. ア 其他不特定の者 | イ 明瞭かつ正確に | ウ が行う社会的貢献に関する事項 |
| 2. ア 其他不特定の者 | イ 適切に | ウ の資力または信用に関する事項 |
| 3. ア 其他多数の者 | イ 適切に | ウ が行う社会的貢献に関する事項 |
| 4. ア 其他多数の者 | イ 明瞭かつ正確に | ウ の資力または信用に関する事項 |

(41) 金融商品取引法では、金融商品取引業者等は、有価証券売買取引等について、損失補てん行為が禁止されている。禁止の理由は、(ア)のもとでの投資判断を歪め、安易な投資行動を助長し、市場における適正な価格形成機能を損い、投資者間の不公平感から金融商品市場への信頼を失わせることになるおそれがあるからである。金融商品取引業者等について、禁止される損失補てん行為には、損失補てんを実行することのほか、損失補てんを(イ)ことも含まれる。また、金融商品取引業者等が第三者を使って顧客に生じた損失を補てんすることは、禁止行為に(ウ)。

- | | | |
|-----------------|---------------|---------|
| 1. ア 投資者の自己責任原則 | イ 申し込みまたは約束する | ウ 該当する |
| 2. ア 誠実・公正の原則 | イ 申し込みまたは約束する | ウ 該当しない |
| 3. ア 誠実・公正の原則 | イ 実行すると誤解させる | ウ 該当する |
| 4. ア 投資者の自己責任原則 | イ 実行すると誤解させる | ウ 該当しない |

(42) 金融商品取引業者等との間で、(ア)を締結した顧客は、(イ)を受領した日から起算して(ウ)を経過するまでの間、金融商品取引法に基づき、書面により当該金融商品取引契約の解除を行うことができる。これを、金融商品取引法上のクーリング・オフという。

- | | | |
|-------------|-------------|-------|
| 1. ア 投資顧問契約 | イ 契約締結前交付書面 | ウ 20日 |
| 2. ア 商品先物取引 | イ 契約締結前交付書面 | ウ 20日 |
| 3. ア 商品先物取引 | イ 契約締結時交付書面 | ウ 10日 |
| 4. ア 投資顧問契約 | イ 契約締結時交付書面 | ウ 10日 |

(43) 金融商品取引法における適合性の原則とは、「顧客の知識、経験、(ア)及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして、(イ)と認められる勧誘」を行って投資者の保護に欠けたりそのおそれがあることになってはならないというものである。また、金融商品販売法においても適合性の原則が規定されている。すなわち、金融商品販売法による(ウ)の説明義務を尽くしたかどうかの判断基準として、適合性の原則が取り込まれており、「当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度」によるものでなければならないとされている。

- | | | |
|-------------|------|------------|
| 1. ア金融資産の状況 | イ不適當 | ウ契約締結前交付書面 |
| 2. ア財産の状況 | イ不正 | ウ契約締結前交付書面 |
| 3. ア財産の状況 | イ不適當 | ウ重要事項 |
| 4. ア金融資産の状況 | イ不正 | ウ重要事項 |

(44) 銀行が行う特定預金等契約の締結には、金融商品取引法の(ア)の一部が準用される。特定預金等とは、(イ)、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により、その元本について損失が生ずるおそれがある預金または定期積金等として銀行法施行規則等で定められているものをいう。なお、銀行法施行規則等では、特定預金等契約として、(ウ)等を定めている。

- | | | |
|----------|-----|---------|
| 1. ア定義規定 | イ格付 | ウ譲渡性預金 |
| 2. ア行為規制 | イ金利 | ウ外貨建て預金 |
| 3. ア定義規定 | イ金利 | ウ外貨建て預金 |
| 4. ア行為規制 | イ格付 | ウ譲渡性預金 |

(45) 金融商品取引法においては、集団投資スキーム持分を包括的に(ア)とみなしている。集団投資スキーム持分とは、民法上の任意組合契約、商法上の匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約に基づく権利、有限責任事業組合契約に基づく権利等で、出資者が出資または拠出した金銭等を充てて行う事業(出資対象事業)から生ずる収益の配当または出資対象事業に係る財産の分配を受ける権利である。ただし、(イ)が出資対象事業に関与するもの、出資者がその(ウ)を超えて収益の配当または出資対象事業に係る財産の分配を受けることがないもの等が除かれている。

- | | | |
|----------|----------|-----------------|
| 1. ア有価証券 | イ出資者の過半数 | ウ出資または拠出の額の2分の1 |
| 2. ア金融商品 | イ出資者全員 | ウ出資または拠出の額の2分の1 |
| 3. ア金融商品 | イ出資者の過半数 | ウ出資または拠出の額 |
| 4. ア有価証券 | イ出資者全員 | ウ出資または拠出の額 |

(46) 金融商品の販売業者が、事業者ではない個人顧客との間で、金融商品の販売に関して過失（重過失を除く）による債務不履行により顧客に生じた損害について、その一部の損害賠償責任を免除する条項を定めた場合、このような条項は、（ア）上、（イ）また、同法において金融商品の販売業者が、事業者ではない個人顧客との間で、金融商品の販売に関して販売業者の過失による債務不履行により顧客に生じた損害について、全部の損害賠償責任を免除する条項を定めた場合は、当該条項は、（ウ）。

- | | | |
|-------------|-----------------|------------|
| 1. ア金融商品販売法 | イ直ちに無効であるとはいえない | ウ無効である |
| 2. ア消費者契約法 | イ直ちに無効であるとはいえない | ウ無効である |
| 3. ア金融商品販売法 | イ直ちに無効であるとはいえない | ウ取消しの対象となる |
| 4. ア消費者契約法 | イ無効である | ウ取消しの対象となる |

(47) 金融商品取引法では、参入規制の柔軟化を図るため、金融商品取引業をその業務内容の範囲に基づいて区分し、各区分に応じた規制を設けている。具体的には、金融商品取引業を、流通性の高い有価証券についての販売・勧誘、店頭デリバティブ取引および有価証券等の管理業務を行う第一種金融商品取引業、流通性の低い有価証券についての販売・勧誘等を行う第二種金融商品取引業、投資助言・代理業および投資運用業の4区分に分け、各区分に応じた規制を設けている。第一種金融商品取引業または（ア）を行う者には、最低資本金規制、純資産額規制および主要株主規制が課されている。（イ）を行う者については、個人の場合には営業保証金の供託義務、法人の場合には（ウ）が課されている。

- | | | |
|----------------|-------------|----------|
| 1. ア投資運用業 | イ第二種金融商品取引業 | ウ純資産額規制 |
| 2. ア第二種金融商品取引業 | イ投資助言・代理業 | ウ最低資本金規制 |
| 3. ア投資運用業 | イ第二種金融商品取引業 | ウ最低資本金規制 |
| 4. ア第二種金融商品取引業 | イ投資助言・代理業 | ウ純資産額規制 |

(48) 金融商品販売業者等は、業として行う金融商品の販売等に係る勧誘をしようとするときは、原則として、当該勧誘に関する方針（勧誘方針）を定めなければならない。この勧誘方針には、勧誘の対象となる者の知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する（ア）に照らし配慮すべき事項、（イ）および（ウ）に関し勧誘の対象となる者に対し配慮すべき事項のほか、（エ）の確保に関する事項を定めなければならない。

- | | | | |
|--------|---------------|-------|--------|
| 1. ア経緯 | イ契約締結前交付書面の内容 | ウ目論見書 | エ勧誘の適正 |
| 2. ア目的 | イ勧誘の方法 | ウ時間帯 | エ勧誘の適正 |
| 3. ア経緯 | イ勧誘の方法 | ウ時間帯 | エ業務の適正 |
| 4. ア目的 | イ契約締結前交付書面の内容 | ウ目論見書 | エ業務の適正 |

(49) 金融商品取引法では、金融商品取引業者等もしくはその役職員の違法または不当な行為によって生じた顧客の損失を金融商品取引業者等が負担することを、一定の条件をつけて、かつ所定の手続を行ったうえで、認めている。この一定の条件とは、顧客の注文内容未確認のままの売買、有価証券等の性質、取引条件、(ア)について顧客を誤認させるような勧誘、注文執行にあたっての事務処理の誤り、電子情報処理組織(コンピュータ・システム)の異常による注文執行の誤り、その他の法令違反行為である。所定の手続とは、財務局長等への事故の(イ)申請である。なお、金融商品取引業者等が顧客に損失の補てんをする場合のうち、事故の(イ)申請が不要なケースがある。これは、裁判所の確定判決を受けている場合、日本証券業協会による(ウ)による和解が成立している場合等である。

- | | | |
|------------|-----|-------|
| 1. アリスクの内容 | イ承認 | ウあつせん |
| 2. ア価格の騰落 | イ確認 | ウあつせん |
| 3. アリスクの内容 | イ確認 | ウ仲裁 |
| 4. ア価格の騰落 | イ承認 | ウ仲裁 |

(50) 「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」(金融検査マニュアル)では、(ア)態勢の整備・確立を求めているが、これには、顧客からの問い合わせ、相談、要望および苦情への対処が適切に処理されることの確保が含まれる。金融検査マニュアルでは、(ア)態勢整備のために、金融機関が策定した(イ)に則り、(ウ)等を策定するよう求めている。

- | | | |
|-------------|-----------------|--------------|
| 1. ア法令等遵守 | イ顧客保護等管理方針 | ウ顧客サポート等管理規程 |
| 2. ア顧客保護等管理 | イコンプライアンス・マニュアル | ウリスク管理マニュアル |
| 3. ア顧客保護等管理 | イ顧客保護等管理方針 | ウ顧客サポート等管理規程 |
| 4. ア法令等遵守 | イコンプライアンス・マニュアル | ウリスク管理マニュアル |